

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年11月まで
② 昭和46年12月から52年12月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 昭和60年1月
⑤ 昭和60年2月から平成3年3月まで
⑥ 平成5年7月から同年12月まで

私は、平成19年ごろに年金記録問題があり、社会保険事務所で年金記録の照会を行ったところ、年金記録が確認できない期間があることが分かった。年金の手続は、転居の都度行い、税金を含め国民年金保険料についてもしっかり納付してきており、未納があるはずはない。

また、地震のために証拠となる資料は無いが、国を信じて国民年金保険料を納付してきたのに、年金記録が無いということに納得ができないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥について、申立人は、申立人及びその妻の国民年金保険料を妻が納付したとしており、社会保険庁の婚姻後以降の納付記録からも、申立人及びその妻は、一緒に保険料を納付していたことがうかがえ、申立人の主張と一致する。

また、社会保険庁及びA市の記録によると、申立人夫婦は、平成3年4月以降に申立期間⑥を除いて未納は無く、申立人の妻は、当該期間の保険料を納付していることから、申立人の妻が6か月と比較的短期間である夫の当該

期間の国民年金保険料のみを納付していないとは考え難い。

- 2 申立期間①、②及び③について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月14日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を現年度納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①、②及び③について過年度納付をした記憶は無いとしている上、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、及び②の大部分については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間④及び⑤について、申立人夫婦は、免除の申請を行っていないとしているが、社会保険庁、B市及びC村の年金記録を見ると、当該期間中の国民年金保険料の免除記録は、共に一致していることが確認でき、不適正な処理もうかがえないことから、免除申請の届出が無かったとは考え難く、申立人の記憶と相違している。

また、申立人は、B市への転居後も夫婦共に国民年金の手続を行って、保険料を納付したとしているが、住居の購入など転居に伴う生活状況の著しい変化がうかがえることから、転居前と同様に保険料を納付していたとは判断し難い。

さらに、申立人が申立期間④及び⑤に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に、父から事業を継承しており、51 年 4 月ごろに国民年金に加入したと記憶している。当時は、市役所から女性の集金人が訪問して、国民年金保険料の納付時に年金手帳にシールか印を押してくれたと記憶している。

また、確定申告書の控えを見ると、昭和 51 年度は、二人分の保険料を納付した記載になっており、55 年度には、集金人が、何年間分をさかのぼって納付出来ると言われて、10 数万円を納めた記憶もあり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその前後の期間を含めて、昭和 50 年から 59 年までの分の確定申告書の写しを所持しており、これらを見ると、51 年については二人分、52 年から 54 年までについては一人分の国民年金保険料が記載されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の申立人の妻の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっているが、上記の確定申告書の写しから、申立人の妻は、昭和 52 年から青色事業専従者になっていることが確認でき、52 年以降は妻自身で確定申告を行うことが可能であったことから、申立人は、申立期間のうち、52 年以降の確定申告においては、申立人の妻の保険料は申告せず、申立人自身の保険料のみを申告したものと考えられる。

これらのことから、確定申告書の写しに記載されている国民年金保険料は、昭和 51 年については申立人及びその妻の分、52 年から 54 年までについては申立人の分と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年6月まで
② 平成5年9月
③ 平成14年4月から同年7月まで

第2子出産後2か月の育児期間を経て退職し、当時はサラリーマンの妻ということで加入義務は無いことは衆知のとおりだった。しかし、仕事を辞めた以上、公的年金は加入すべきであるという思いを強く持っており、周囲からは加入する必要はないのに無駄遣いだと笑われつつもやはり1か月でも空白があるのは不安だったので、A市役所に加入手続きに行き、それ以降納付していた。それにもかかわらず記録では加入が昭和49年7月となっており納得できない。

それ以降も住所を転々としているが、それに併せて年金の手続も適正に行い保険料も納付してきて未納となる月は無いはずである。

平成11年ごろからは手術したこともあり、仕事ができず収入がなかったため、国民年金保険料の免除申請を行った。手続は間違い無くしているはずで、60歳になるまでずっと免除になっているはずであるが、免除になっていないのであれば、保険料は1月の空白も無く納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立期間②直前の平成5年5月から同年8月までの共済組合加入期間の記録は、19年10月に追加されたものであるが、当該共済組合加入期間の直前の5年4月分の保険料は納付されている上、19年の記録追加時に当該共済組合加入期間の国民年金保険料を還付した事跡も見当たらないことから、申立人は、上記共済組合加入期間及び国民年金に加入すべき期間を正確に認識していたことがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者

台帳及び申立人が所持する年金手帳の記載によると、申立人は、昭和49年7月24日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したこととなっており、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月3日に払い出されている記録になっていることが確認できることから、行政の記録管理に不自然さはない。

また、制度上、国民年金の任意加入被保険者は、さかのぼって国民年金に加入することができないため、当該期間については納付書の発行ができなかった期間であり、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金に加入したとしている昭和48年10月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、B市のオンライン記録及び申請免除の記録を見ても、同市における事務手続等に不自然さはない上、当該期間の前後は申請免除していることから、申立人は、国民年金制度に関して理解が深いとみられるものの、申立期間③当時に、国民年金保険料を納付したとまでは判断し難い。

このほか、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年7月まで

平成12年に年金加入記録のお知らせが社会保険庁から届いたが、厚生年金保険が全く記載されておらず、国民年金の記録も欠落していた。社会保険庁に調査を依頼し、厚生年金保険の記録は確認してもらったが、国民年金の記録は見つからないままであった。申立期間当時、母に強く勧められたので国民年金に加入し、姉夫婦の家に同居していた私自身がバスで市役所まで保険料を納めに行った。苦しい生活の中から保険料を払っていたので、記録が無いといわれても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年から44年ごろに国民年金に加入していたところ、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び市の被保険者名簿によると、申立人に対しては、51年2月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に、未統合の同手帳記号番号が44年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿を見ると、上記の昭和44年3月に払い出されている国民年金手帳記号番号は、誤届として取消しになっているものの、当該取消日を特定できる記載は無い上、国民健康保険被保険者番号の記載が確認できるなど、申立期間当時に市役所で国民年金保険料を納付することは可能であったことがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、国民年金への加入、納付を申立人に強く勧めたとする母親も国民年金制度開始時から60歳到達までの国民年金保険料を完納しているなど、親子共に年金制度への関心の高さがうかがえることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年3月まで

私の夫は、昭和40年7月に厚生年金保険からの脱退手続きを行い、すぐに国民年金の加入手続きを行ったが、その時に私の国民年金の加入手続きも一緒に行ってくれた。

私の夫は、申立期間当時、二人分の保険料として、6,000円（一人分3,000円）程度納付してくれていたのに、申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、その夫と連番で昭和42年5月24日に払い出されていることが確認でき、申立人の夫が夫婦二人の国民年金加入手続きを行ったとする主張には信ぴょう性がうかがえる上、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとしている申立人の夫によると、申立期間当時、一人分で3,000円程度納付したと記憶しているところ、この金額は、申立期間の保険料額に、昭和42年4月から同年6月までの1期分を加えた保険料額2,900円とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度が始まった昭和36年にはA市に住んでおり、市役所から来た集金人に、亡き夫と二人分の国民年金保険料を納めていた。

翌年の昭和37年3月19日にB町に転居したが、国民年金の手続はせずにそのままにしていた。その後、昭和44年に現住所のC市に転居してから、再び国民年金に加入して保険料を納めてきた。

老齢年金を請求する際に調べると、A市で亡き夫と二人分を納めた国民年金保険料の納付記録が無くなっていた。私の頭の中には、今でもはっきりと集金人が来ていた記憶が残っている。この期間については、この度、私の記録は訂正が必要と判断されたので、亡き夫の年金記録についても、同様の判断をお願いしたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することはできない。しかしながら、E社会保険事務所の記録により、申立期間当初の36年5月11日に、申立人及びその妻と同姓同名の者に対して連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。社会保険事務局は、紙台帳により当時の住所が確認できないことを理由に、当該同姓同名の者の記録が申立人及びその妻の記録であるとは確認できないとしているが、当該同姓同名の者については、生年月日が申立人及びその妻の生年月日と

一致する上、当該手帳記号番号は「*」から始まっており、当時、申立人及びその妻が住んでいたとするA市で払い出された記号に該当する。したがって、当該手帳記号番号は、申立人及びその妻に払い出されたものと推認され、申立人は、当該払出しにより、申立期間の国民年金保険料を納付することができたものとみられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号に係る納付記録として、申立期間の12か月のうち、3か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。当該3か月分の納付月は特定できないが、申立人の妻は、国民年金制度が開始された直後の昭和36年5月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、当初は納付意欲が高かったものと考えられることから、同市に居住していた申立期間のうち3か月の期間のみ国民年金保険料を納付したと考えるのは不自然であり、一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料納付が認められている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年10月から15年3月までは28万円、同年4月から16年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から16年9月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、平成10年10月から16年8月までの標準報酬月額が低く算定されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、平成10年10月から16年8月までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料として、毎月2万4,290円を控除されていることが確認できる。また、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額及び申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額よりも高額である。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる上記保険料控除額から、平成10年10月から15年3月までは28万円、同年4月から16年8月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 10 年 10 月から 16 年 8 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から同年6月1日まで

私は、平成18年5月1日からA社に勤務し、同年5月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたが、「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を見ると、同年6月から厚生年金保険に加入し、同年5月は厚生年金保険の未加入期間となっていることが分かった。

事業主に確認したところ、事務手続の誤りによるものだという事なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された賃金台帳、給与支給明細書及び作業報告書並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成18年6月1日であり、同社は、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できるが、商業登記簿によると、同社は、16年11月19日にB市において法人登記を行っていることが確認できることから、同社は、申立期間当時、既に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た

していたものとみられる。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの届出を行っていない。申立期間の厚生年金保険料を納付していない。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から同年6月1日まで

私は、平成18年5月1日からA社に勤務し、同年5月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたが、「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を見ると、同年6月から厚生年金保険に加入し、同年5月は厚生年金保険の未加入期間となっていることが分かった。

事業主に確認したところ、事務手続の誤りによるものだという事なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された賃金台帳、給与支給明細書及び作業報告書並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成18年6月1日であり、同社は、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できるが、商業登記簿によると、同社は、16年11月19日にB市において法人登記を行っていることが確認できることから、同社は、申立期間当時、既に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満た

していたものとみられる。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの届出を行っていない。申立期間の厚生年金保険料を納付していない。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
グループ会社間での異動手続時の、資格取得日の間違いです。訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社が保管する労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書並びに申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、当該事業所において平成18年4月1日から勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する平成18年4月の賃金台帳及び給与明細書並びに同年5月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の登記簿謄本により、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る届出の誤りを認めている上、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで
グループ会社間での異動手続時の、資格取得日の間違いです。訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社が保管する労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書並びに申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、当該事業所において平成18年4月1日から勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する平成18年4月の賃金台帳及び給与明細書並びに同年5月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の登記簿謄本により、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る届出の誤りを認めている上、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで
グループ会社間での異動手続時の、資格取得日の間違いです。訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社が保管する労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書並びに申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、当該事業所において平成18年4月1日から勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する平成18年4月の賃金台帳及び給与明細書並びに同年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の登記簿謄本により、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る届出の誤りを認めている上、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで
グループ会社間での異動手続時の、資格取得日の間違いです。訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社が保管する労働者名簿、賃金台帳及び給与明細書並びに申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、当該事業所において平成18年4月1日から勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する平成18年4月の賃金台帳及び給与明細書並びに同年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成18年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の登記簿謄本により、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る届出の誤りを認めている上、適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、同年4月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事務所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年4月1日から25年7月1日まで

私は、昭和23年4月から25年8月までの間、駐留軍の施設であるB事業所において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私の勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が一部欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、当時の駐留軍の施設及び業務内容等について具体的に記憶しており、B事業所（適用事業所名はA事務所）において勤務するに至った経緯等の申立内容に矛盾は無いことから、申立人は、昭和23年4月から25年8月までB事業所において継続して勤務していたことは推認できる。
- 2 また、社会保険事務所が保管するA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和25年7月1日であることが確認できるものの、申立人の前後の被保険者の資格取得日を見ると、1,400人以上の被保険者に係る資格取得日は、申立人と同様に同年7月1日となっていることが確認できる。さらに、同名簿において申立人と同様に資格取得日が同年7月1日であることが確認できる17人の被保険者に係る社会保険庁のオンライン記録を見ると、そのうち16人の資格取得日は同名簿の資格取得日と一致せず、また、そのうち12人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、当該事業所に係る被保険者資格を同年7月1日以前に既に取得していたことが確認できる。

このことについて、社会保険事務局に照会したところ、A事務所に係る新規適用時の被保険者名簿は保管されていないことからその経緯は不明であるが、被保険者名簿を書き換え又は整理する際に、当該事業所に既に在籍していた被保険者の資格取得日をいったん一律に昭和25年7月1日と記載したところ、前述の同年7月1日以前に資格を有する被保険者については、後で判明した本来の資格取得日及び厚生年金保険の記号番号を記載したことによるものと考えられるとしており、当時の社会保険事務所による不適切な記録管理であったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和25年4月1日から同年7月1日までの期間については、県が保管する申立人に係る「駐留軍労務者に係る前渡資金支払証憑書（以下「支払証憑書」という。）」を見ると、申立人は、同年4月から同年6月までの期間について進駐軍基地において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、県によると、「進駐軍基地に勤務する日本人労働者は、国の施策として、都道府県単位で渉外労務管理事務所を設置し、同事務所を適用事業所として厚生年金保険を適用させていた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は昭和25年4月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立期間のうち、同年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、県が保管する申立人に係る支払証憑書の支給総額欄の記載から、5,000円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和23年4月1日から24年4月1日までの期間については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）により、進駐軍において勤務する日本人従業員に対して社会保険制度が適用になったのは24年4月1日からであることから、当該期間については、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、申立期間のうち、昭和24年4月1日から25年4月1日までの期間については、県によると、「当該期間については申立人に係る支払証憑書は確認できない。」としている上、申立人は元同僚の名前を記憶していないため、当該期間当時にA事務所において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員5人を把握し聞き取り調査を行ったが、全員が申立人を記憶していないとしており、当該期間における申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人が昭和23年4月1日から25年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資

料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 23 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和54年11月16日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、平成2年11月1日付けで本社付け海外出向からA社B支店へ異動となった際の社会保険庁の記録が同年10月31日に資格喪失し、翌11月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和54年11月16日から現在に至るまで、継続して勤務し（平成2年11月1日に同社本社付け海外出向からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の平成2年10月1日の定時決定（同年8月22日付け処理）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年10月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和45年3月17日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、46年10月1日付けでB支店からC支店に異動となった際の社会保険庁の記録が同年9月30日に資格喪失し、翌10月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和45年3月17日から現在に至るまで、継続して勤務し（46年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の昭和46年8月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和44年3月18日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、54年10月1日付けでB支店からC支店に異動となった際の社会保険庁の記録が、同年9月30日に資格喪失し、翌10月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和44年3月18日から現在に至るまで、継続して勤務し（54年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の昭和54年8月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は3万6,000円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から46年7月1日まで

私は、昭和44年9月17日にA社（現在は、B社）に入社し、47年2月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務した。

社会保険庁の記録によると、昭和45年8月から46年6月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い2万2,000円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額については、申立期間の直前の昭和45年7月が3万円であったものが申立期間において2万2,000円にいったん引き下げられ、申立期間の直後の46年7月には4万5,000円に引き上げられていることが確認できる。

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していないため、保険料控除額及び報酬の総額は確認できないものの、申立人が所持する通帳において申立期間の給与の振込額が確認できる。通帳を見ると、申立期間の振込額は、申立期間よりも前の期間の振込額よりも増加しており、上記の社会保険庁の記録のように標準報酬月額が減額される状況はうかがえない。

また、B社が保管する人事記録によると、昭和45年4月1日付けで申立人に係る本俸が1万9,000円から1万9,800円に増額となっていることが確認できるところ、同社によると、本俸が減額となっていないにもかかわらず厚生年金保険の標準報酬月額が下がることは考えられないとしている上、当時の複数

の元同僚等から聴取したところ、本俸以外の手当等が減額されたことによる固定的賃金の減額をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和44年4月から同年12月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同様に45年中に随時改定（月額変更届）又は定時決定（算定基礎届）が行われた同年代の女性従業員については、申立人を除き64人確認できるが、そのうち30人について、標準報酬月額が同年8月から随時改定により2等級上がっており、残る20人は3等級以上上がっていることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録のように昭和45年8月に随時改定されるのは、昇給又は降給などで、固定的賃金に変動があり、同年5月から7月までの期間の報酬額の平均額が当時の標準報酬月額等級区分にあてはめ、同年4月の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたときになされるものであるが、随時改定においては、昇給したが非固定的賃金が減少したため逆に2等級以上下がった場合は、随時改定の対象とはならないこととされている。申立人の場合、本俸が増額していることが確認でき、固定的賃金が減額したことはうかがえないことから、事業主が標準報酬月額等級の下がる随時改定の届出を行ったとは考え難く、申立人が所持する通帳において確認できる給与の振込額及び同年代の元従業員の記録から判断すると、本来は標準報酬月額等級が2等級上がるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（3万6,000円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、同年1月1日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月1日から同年3月1日まで
② 昭和28年7月1日から31年7月31日まで

私は、昭和17年2月に徴用でA社（現在は、C社）D支店に勤め始めてから、E支店、B支店に転勤したあと、18年4月15日に海軍に入隊するまで1日も休まず働き続けたのに2か月の空白があり、B支店には記録よりも長く勤務した記憶があるので納得できない。また、F社G支店のH事業所で働いた記録が無いので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和17年2月にA社D支店に入社後、同社E支店、同社B支店と異動し、18年4月15日まで同社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、同社において、17年6月1日の労働者年金保険法施行に伴い被保険者資格を取得し、18年1月1日に同資格を喪失した後、同年3月1日に同社B支店で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、A社B支店に係る被保険者名簿については、社会保険事務所には一部しか保管されていない上、C社によると、当時の人事記録等の資料は残っていないため不明であるとしているものの、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和18年1月1日に被保険者資格を喪失した原因として、「転勤」の記載が確認できることから、

申立期間①当時も勤務していたことが推認される。

一方、A社B支店の当時の被保険者名簿が保管されていないことについては、社会保険事務局によると、「A社B支店に限らず、当時I事業に関わったと思われる大手企業の新規適用時の被保険者名簿は、大部分が保管されておらず、終戦後すぐに何らかの理由で持ち出されたのではないか。」としている。

また、A社B支店に係る被保険者資格を有する元従業員について、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録を見ると、備考欄に「全期間に対応する名簿（紛失）」の記載が確認でき、当該事業所に係る被保険者名簿が紛失していたことがうかがえる。

これらの事情を考え合わせると、被保険者名簿は何らかの事情により消失したものであると推認される。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の消失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和18年3月の社会保険事務所の記録から50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、被保険者名簿を紛失したこと等から、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかでない場合には、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言えない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和28年7月1日から31年7月31日までの間、F社G支店のH事業所に継続して勤務していたところ、申立人が記憶する元同僚及び同社の元従業員によると、「申立人は同社G支店のH事業所で勤務していた。」と証言しており、申立人が同社G支店

のH事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務局によると、厚生年金保険の適用事業所としてF社G支店は確認できるが、F社G支店のH事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている。

また、F社によると、「申立期間当時、下請け事業所としてH事業所があったことは確認できるが、下請け事業所の従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうかについては、厚生年金保険の届出等に係る資料が残っていないため不明であり、また、正社員であれば、雇用関係が確認できる資料が残っているが、その資料の中に申立人の名前は確認できなかった。」としている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶する元同僚3人については、3人ともF社G支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、昭和27年5月10日に被保険者資格を取得している元同僚によると、「当時同社の下請けとしてH事業所があり、社会保険に加入していない従業員もいた記憶があるが、申立人の記憶は無い。」と証言している。加えて、残る二人の元同僚については、31年4月1日及び同年8月1日にそれぞれ同社G支店に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、当該元同僚を含む87人について、同年10月ごろに一括して記号番号が払い出され、それぞれさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは、同社が同年10月ごろ時点において、一括してそれまで厚生年金保険に加入させていなかった従業員に係る資格取得届を提出したものと考えられる。したがって、同年8月1日付けで他の事業所において被保険者資格を取得している申立人については、同社G支店においてさかのぼって被保険者資格を取得できなかったことがうかがえる。

このほか、社会保険事務所が保管するF社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は8,000円、同年5月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は同年6月1日になっている。私の同期入社の者は、入社日から厚生年金保険に加入していた記録があるので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の証明により、申立人が昭和29年4月1日から平成2年11月15日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、入社時に同期入社の者（15人）と共に撮影したとする写真を当委員会に提出しているが、申立人を含む当該16人のうち、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を取得していることが確認できる13人についてみると、昭和29年6月1日に同資格を取得している申立人を除く12人全員について、同資格の取得日が同年4月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和29年6月の社会保険事務所の記録等から、同年4月を8,000円、同年5月を1万

4,000円（29年5月に法改正に伴う標準報酬月額等級表の改訂あり）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から53年11月までの期間、60年1月、同年2月から平成3年3月までの期間及び4年1月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から53年11月まで
② 昭和60年1月
③ 昭和60年2月から平成3年3月まで
④ 平成4年1月から5年2月まで

私は、平成19年ごろに年金記録問題があり、社会保険事務所で年金記録の照会を行ったところ、年金記録が確認できない期間があることが分かった。年金の手続きは、転居の都度行い、税金を含め国民年金保険料についてもしっかりと納付してきており、未納があるはずはない。

また、地震のために証拠となる資料は無いが、国を信じて国民年金保険料を納付してきたのに、年金記録が無いということに納得ができないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月15日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①は、未加入期間となっていることから、納付書が発行されたとは考え難い上、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人夫婦は、免除の申請を行っていないとしているが、社会保険庁、A市及びB市の年金記録を見ると、当該期間中の国民年金保険料の免除記録は、共に一致していることが確認でき、不適正な処理もうかがえないことから、免除申請の届出が無かったとは考え難く、申立人の記憶と相違している。

また、申立人は、A市への転居後も夫婦共に国民年金の手続を行って、保険料を納付したとしているが、住居の購入など転居に伴う生活状況の著しい変化がうかがえることから、転居前と同様に保険料を納付していたとは判断し難い。

さらに、申立人が申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間④について、申立人は、送付されてきた納付書で夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、当該期間は、適用事業所で適正に社会保険に加入(当時は共済組合員として加入)していることが確認できる。社会通念上、社会保険に加入している申立人に対して、事業所が社会保険料控除の説明及び健康保険証の交付を行っていないとは考え難い上、ほかに社会保険に加入していた申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から13年3月まで

申立期間について、保険料免除の申請を行った記録となっているが、私の方から免除の申請を行ったことは無い。納付書の送付があれば、保険料を納付している。納付が遅れた場合でも、納付する意思はあり、一括で納付できなければ分割にしてでも納付している。保険料を納付した期間であるのに、本人の意思に反して免除期間にされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

市が保管する申立人に係る国民年金台帳によると、平成10年11月1日に免除が開始され、13年4月1日に終了した旨記載されている上、市が保管する平成10年度から12年度の収滞納一覧表においても、当該期間の各月について免除と記載されていることが確認でき、当該記録に不自然な点も見られない。

また、申立期間を申請免除期間とするためには、平成10年度から12年度までの3回、それぞれ市役所による申請書の確認を経て、社会保険事務所が免除決定する必要があり、これだけの回数事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年3月まで

私が20歳になった当時、市役所から国民年金に加入するよう勧誘があり、昭和43年1月ごろ、大学生であった私のために、母が自治会を通じて加入手続をした。その後、当番制であった自治会の集金人が保険料を集めに来て、母が保険料を納付してくれていた。私が大学を卒業し、46年3月に就職後も47年3月まで、母が私の保険料を納付してくれていた。

昭和47年4月当時、自治会の集金人をしていたA氏から、厚生年金保険被保険者期間に国民年金保険料を重複して13か月分納付しすぎているとの指摘があり、それ以後、保険料を納付しなくなった。この重複期間の保険料について、市役所に返還を求めたが、返してもらえなかった。これらの経緯をはっきりと記憶しており、申立期間について、母が保険料を納付してくれていた。

私の兄の納付記録が欠落していたが、第三者委員会での調査の結果、納付事実が認定された。私の納付記録についても、欠落しているので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろ、申立人の母親が自治会を通じて国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、その母親は、自治会の町籍簿において、住民の氏名、生年月日が管理されていたので、住民が20歳になると特別な加入手続をすることなく、当然のように自治会の集金人が国民年金保険料を徴収していたと供述している。しかしながら、市によると、自治会は国民年金保険料の徴収のみを行っており、加入手続を代行することは無かったとしている上、加入手続を行うことなく保険料を徴収することも考え難いとしており、

申立人及びその母親の主張と一致しない。

また、申立人の兄の申立てに際しての年金記録確認第三者委員会の担当者の聴取結果によると、申立人の母親は、当時、店をしていた申立人の父母及び兄（長男）の3人分の保険料を納付していたと供述していたが、次男である申立人の今回の申立てに際しての母親に対する聴取結果では、家族最大6人分の保険料を納付していたと、その供述を変えており、母親の記憶が明確であるとは言い難い上、社会保険庁の記録によると、申立人及びその二人の弟（三男及び四男）は、いずれも大学生であった20歳（当時、大学生は国民年金への加入は任意）から約4年程度、国民年金に未加入となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に、申立人への国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない上、申立人は、国民年金手帳の交付を受けていないとしており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

昭和52年1月ごろ、私の夫が、市役所で、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その際、窓口の職員から、それまで納付していなかった保険料をさかのぼって納付できることを教えられ、夫は、すぐに銀行預金から、17万円から22万円の現金を引き出して、市役所で過去の保険料を特例納付してくれた。

私が58歳の時、社会保険庁から年金見込額の通知があり、特例納付した期間の納付記録が無いのを知って大変驚いた。申立期間の保険料については、確かに納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が長女を出産した昭和52年*月ごろに、申立人の夫が、市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行う際、過去の保険料をさかのぼって納付できる旨案内され、すぐに銀行預金から、17万円から22万円の現金を引き出して、市役所で特例納付を行ったとしているが、このころには特例納付の受付は実施されていない（第2回特例納付の実施期間は49年1月から50年12月まで、第3回特例納付の実施期間は53年7月から55年6月まで）。

また、申立人の夫が納付したとする金額は、申立期間について第2回特例納付及び過年度納付により保険料を納付した場合又は第3回特例納付及び過年度納付により保険料を納付した場合のいずれの保険料額とも乖離している。

さらに、申立人及びその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

私は、昭和47年か48年ごろに、父親が役所に行って、父親自身と私の国民年金の加入手続をし、いつごろ納付したかは分からないが、私の国民年金保険料を父親が一括納付した。

両親が、国民年金の保険料を納付していたのに、長男であり、同居かつ同じ職業である私の保険料が未納となっていることは、考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらの手続を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月24日に払い出されている一方、申立人の父親の同手帳記号番号は、50年4月21日に払い出されていることが確認でき、父親と一緒に国民年金に加入したとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立人の父親の筆跡とするメモを所持しており、それによると、社会保険庁の記録において、保険料が過年度納付されていることが確認できる昭和51年度及び52年度について過年度納付できる納付期限が記載されていることから、このメモは申立人の国民年金手帳記号番号の払出しがあった昭和53年ごろに、申立人の父親が役場で相談した当時の備忘録であったものと推認できる。しかしながら、その備忘録にある申立期間については、申立期間の保険料を一括で特例納付できる納付期限が記載されていない上、「月4,000円 212,000円」と記載されているところ、申立期間の保険料について特例納付を行ったとすれば、35万6,000円となり金額が大きく相違するなど、

申立人の父親が申立期間について特例納付の相談を行ったことはいかがえるものの、保険料を納付したとまでは言い難い。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年4月までの期間及び同年5月から42年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から38年4月まで
② 昭和38年5月から42年9月まで

昭和36年4月から強制加入で国民年金に加入した。同年6月27日から37年3月1日まで厚生年金保険に加入していた期間を除き、申立期間を含め、45年3月に再就職するまで国民年金保険料をすべて納付している（途中で結婚しているが将来的に継続すべきと考えていた。）。

また、国民年金手帳にも昭和36年4月1日から申立期間まで被保険者の種別は強制と記載されている。

ねんきん特別便を確認し、国民年金記録に空白期間があることを知って驚いている。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、昭和37年3月ごろに国民年金被保険者資格を再取得した記憶が曖昧である上、このころに同被保険者資格を再取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格欄には、昭和36年4月1日に強制被保険者として資格取得し、42年10月11日に同資格を喪失した旨の記載が認められるものの、当該国民年金手帳の発行日は42年10月11日であり、社会保険事務所の記録によると、申立人は、36年6月27日から37年3月1日までの期間について厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できることから、市町村は、当該国民年金手帳を発行した時点では、申立人の年金履歴を正確に把握していなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票及び当該国民年金

手帳によると、申立人は、昭和 42 年 10 月 11 日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、当該国民年金手帳の発行日と一致することから、申立人はこのころに任意加入したものと推認され、任意加入の申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から28年2月10日まで

Aにある駐留軍労務委員として勤務した約6年間のうち、Bで勤務した1年間（昭和27年2月1日から28年2月10日まで）の記録が脱落しているので訂正をお願いします。その他の5年間（25年1月21日から31年4月1日まで）の期間については、社会保険事務所のご尽力により記録が回復しています。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な証言、及び申立期間当時、A内の施設で勤務した元従業員とA内の他の事業所で申立人と同様の勤務をした複数の元従業員の証言により、申立期間に申立人がAへ移転後のBにおいても引き続き勤務したことは推認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者資格が確認できる、申立期間の直前（移転前）のC内のBで勤務した期間に係る「D」の被保険者名簿を見ると、15人の被保険者の氏名が確認できるところ、最後に被保険者資格を喪失した者10人全員の資格喪失日が昭和27年4月1日であることが確認でき、申立人が同年2月1日に被保険者資格を喪失した直後に当該事業所（「D」）が全喪したことが確認できる。

また、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったAに係る被保険者名簿を見ても、申立人は昭和28年2月10日に被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人が同資格を取得している事実は確認できない上、申立期間当時の当該名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、駐留軍の労務を所掌する防衛事務所及び独立行政法人駐留軍等労働

者労務管理機構によると、現在保管されている申立人に係る労務台帳を見ても、申立期間に係る勤務記録は確認できないとしている。

加えて、昭和26年8月から31年5月までA内のBにおいてE職をしていた元従業員は、「26年8月から29年9月までAのBに雇用されていた日本人労働者には、政府の社会保険の適用はなく、給与から社会保険料も引かれていなかった。その後、労働条件改善の動きが盛んになり、同年10月にAの近くに事務所が開設され、社会保険の加入業務を開始した。」と証言しているところ、当該事務所は、同年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、前述の証言を行った元従業員については当該事務所でも同年10月1日から31年5月29日までの被保険者記録も確認できる上、A内のBにおいて勤務し、所在が確認できた12人にアンケートを送付し、回答があった6人全員（前述の証言者を除く。）が、「申立期間当時は、A内のBでの勤務において社会保険の加入はなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から30年5月31日まで
② 昭和30年6月10日から34年6月1日まで
③ 昭和35年5月1日から37年3月5日まで
④ 昭和44年1月10日から48年9月30日まで

申立期間①にはA社で同僚と一緒にB作業に、申立期間②にはC社でDの工事に、申立期間③にはE社F支店でG職に、申立期間④にはH社でI職に、それぞれ従事していた。これらの期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けているが、実際に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社で同僚であったとする者について、社会保険庁の記録により、同社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和28年12月5日から52年6月21日まで）が確認できる上、同社の別の元従業員の一人が、「申立人は短期間ではあるが臨時工として勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している上記の元同僚は既に死亡しており、申立人の勤務状況等を聴取することができず、ほかに複数の元従業員から聴取したものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、社会保険庁の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和28年10月5日であったことが確認できることから、申立期間①のうち、26年4月1日から28年10月5日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料等も

無く、複数の元従業員の供述からも、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについては確認することができない。

なお、A社の元従業員の証言により、同社に隣接して所在していたJ社(両社の事業主は同一人物)にも「B作業」を担当している部署があったことが判明したため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿について確認したものの、申立人の記録は確認できず、同社が保管する労働者名簿においても申立人の在籍記録は確認できなかった。

- 2 申立期間②については、申立人がK町にあったとする「C社」は、法人登記簿では確認できない上、社会保険庁のオンライン記録によると、L市に「C社」という名称の適用事業所が存在していたことが確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名を確認できず、所在地、業務内容等からみても、申立人が当該事業所で勤務していたとは考え難い。

また、申立人が工事していたとするDについて、市及び県に確認したものの、当時から現在に至るまでDが存在したことを確認できなかった。

さらに、申立人は、当該期間当時の同僚の名前を記憶していないため、それらの者から当時の状況等について聴取することもできない。

- 3 申立期間③については、申立人の詳細な記憶から、申立人が、E社においてG職に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、E社は、「当時本社のみが適用事業所で、M県にはG作業をしていた当社の事業所があった。正社員のほか臨時社員・下請会社も使って作業をしていた。正社員は本社で一括で厚生年金保険に加入させていたと思う。」と述べているが、関係資料が残っていないため詳細は不明であるとしている。

また、申立人が共に勤務していたとするその兄についても、社会保険庁の記録において、厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間当時の同僚の名前を記憶していないため、それらの者から当時の状況等について聴取することもできないことから、申立人の勤務期間及び勤務状況が定かではない。

- 4 申立期間④については、申立人がH社で同僚であったとする者について、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない上、同社の元従業員から、申立人が同社で勤務していたという証言を得ることができない。

また、上記のH社に係る被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、当該期間中に他の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有しており、特に昭和44年10月2日から同年12月5日までの期間については、N社及びO社において重複して同記録を有していることから、

申立人が当該期間にH社において勤務し、被保険者となっていたとは考え難い。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 9 月 6 日まで
② 昭和 42 年 11 月 21 日から 43 年 7 月 20 日まで
③ 昭和 43 年 12 月 15 日から 46 年 1 月 6 日まで
④ 昭和 48 年 1 月 5 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 7 月 20 日まで、同年 12 月 15 日から 46 年 1 月 6 日まで、48 年 1 月 5 日から 51 年 4 月 1 日まで、A 社（社名変更後は B 社）に勤務して、厚生年金保険の被保険者となっていたはずであるから、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間①から④までのうち、申立期間①については、申立人が A 社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に廃業しており、申立期間①から④までの当時の事業主も死亡しているため、当該期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が記憶する元同僚からも、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況についての証言を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録を見ると、A 社は、申立期間③の途中の昭和 45 年 10 月 1 日に、適用事業所名を B 社に変更しており、同年 12 月 1 日に、厚生年金基金の設立事業所となっていることが確認できるところ、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間①、②、③及び④当時の同原票の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然さは見当たらない上、同厚生年金基金も、「申立人に係る厚生年金基金加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している申立期間①及び②当時の元同僚一人についても、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人を記憶している申立期間③及び④当時の別の元同僚一人については、入社後8か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。また、申立人のことを記憶していないが、入社後約1年後に資格取得している元従業員の一人は、入社後相当期間経過後に厚生年金保険に加入していることについて、「入社してもすぐに退職する者もいたから、しばらく様子を見るということだったと理解している。」と供述しているなど、当時、事業主は従業員のすべての勤務期間において、厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立てに係る事業所が加入していた健康保険組合は、「A社（昭和45年10月1日からB社に名称変更）は、52年12月24日で健康保険組合を脱退しており、管理規定により、当時の従業員に関する加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月から30年2月2日まで
② 昭和30年5月から32年6月まで
③ 昭和32年6月から35年4月1日まで

私は、昭和27年7月ごろにA社に見習いとして入社したが、29年12月21日に資格を取得し、その後しばらくして退職した（申立期間①）。

また、昭和30年5月から32年6月まではB社で（申立期間②）、同年6月から36年4月1日まではC社で（申立期間③）、いずれも、有資格者として勤務した。

これらの期間において、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないが、入社する際には常に、その事業所が健康保険に加入しているかどうかを確認していたので、社会保険庁に厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の元同僚の証言から、申立人の入社日及び退職日については不明で勤務期間を特定することはできないが、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人はA社で2年半以上勤務していたと主張しているのに対し、当該元同僚は、申立人の在籍期間は1年半くらいであり、このうちの半年から1年の間は見習い期間であったと証言している。

また、当時、A社の人事等を行っていたD社によると、「申立期間①の中ごろに当たる昭和28年12月1日付けの従業員名簿には申立人の氏名が記載されておらず、正社員を対象とした同名簿に記載が無いということは、申立人が当時、A社に在籍していたとしても、少なくとも正社員ではなかったと

考えられる。」と説明している。

さらに、元同僚及びD社によると、正社員になるまでは厚生年金保険の手続は行われていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②については、申立人の元同僚の証言から、申立人の入社日及び退職日は不明であるものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚によると、申立人は、4人の常勤の職員が欠勤したときなどに勤務する補助職員であったと証言している。

また、社会保険庁の記録によると、当該元同僚の証言にある常勤の職員4人のうち二人については、B社における厚生年金保険の加入期間が確認できない上、当該元同僚自身も、同社における入社日と厚生年金保険の加入日は8、9か月間の開きがあるとしていることから、事業主は、申立期間②当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったこと、及び加入させるとしても必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人の元同僚の証言から、申立人の入社日及び退職日は不明であるものの、申立人がC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和35年4月1日であることが確認でき、申立期間③については、当該事業所が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、当時の同僚から聴取しても、申立期間③において、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

- 4 このほか、申立期間①から③までについては、各事業所が当時の資料は残っていないとしており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 31 年 3 月 3 日まで
② 昭和 32 年 5 月から 33 年 5 月まで
③ 昭和 36 年 1 月 5 日から 38 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 5 月から 31 年 6 月まで、A 社で休み無く働いていたのに、社会保険庁の記録では、29 年 7 月から 31 年 3 月までは、厚生年金保険の加入記録が抜け落ちている（申立期間①）。

また、昭和 32 年 5 月から 1 年間、B 社で勤務していた期間については、厚生年金保険の加入記録が全く無い（申立期間②）。

その後、昭和 36 年 1 月 5 日に C 社に入社したのに、同社における厚生年金保険の加入記録は 38 年 2 月 1 日以降しかない（申立期間③）。

これらの厚生年金保険の加入期間の記録が無いことには納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄の備考欄には、昭和 29 年 7 月 1 日付けで「証回収済」の押印があり、同日に被保険者証が返納され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚 4 人については、いずれも上記被保険者名簿に氏名の記載が無い上、A 社において申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録がある D 職員 15 人及び事務職員 4 人の全員が、申立人のことを明確には記憶していないため、申立人が申立期間①において当該事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得られない。

2 申立期間②について、申立人は、E 町の B 社又は F 社で勤務していたとし

ているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、これらの事業所及び類似名の事業所が適用事業所であったとする記録は無く、法務局において、これら事業所の法人登記も存在しない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 36 年 1 月 5 日に C 社に入社したとしているが、同社が保管する「就労日数算出表」によると、申立人の入社年月日は同年 2 月 1 日となっている。このことについて、同社は、申立期間③当時は、月初の 1 日より後に入社した者については、翌月の 1 日を入社日としていた。」と証言していることから、申立人が、昭和 36 年 1 月 5 日から同社に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、申立人については、入社当初の 2 年間は臨時雇用であったので、社会保険には昭和 38 年 2 月 1 日から加入させており、それまでは保険料を控除していないとしている。

また、申立期間③当時、C 社で申立人と同種の業務に従事していた元従業員 12 人を調査したところ、このうち 5 人が、同社では、見習い期間や臨時雇用制度があり、入社後すぐには社会保険に加入させてもらえなかった旨、上記の同社の説明を裏付ける証言をしている上、社会保険庁の記録によると、当該 5 人の厚生年金保険の加入日は、本人が記憶する入社日よりも後になっていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 37 年 1 月 4 日まで
② 昭和 39 年 7 月 29 日から同年 9 月 16 日まで
③ 昭和 51 年 8 月 29 日から 54 年 8 月 30 日まで

申立期間①については、A社を退職した昭和 35 年 7 月 1 日からB社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は 37 年 1 月からとなっており、資格取得日が相違している。申立期間②については、B社から再度来てほしいと言われたため、C社での厚生年金保険の資格喪失日からB社での資格取得日まで2か月の欠落期間があるのはおかしい。申立期間③については、D社に3年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が3か月となっている。いずれの期間も勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社で勤務していた複数の元従業員が、「申立人は店と掛け持ちしながら同社ではアルバイトとして勤めており、時期は不明であるが、途中から正社員になったと思う。」と証言していることから、申立人の当該期間における同社での勤務期間を特定することができない上、同社は当時の人事記録等を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無についても確認することができない。

また、B社の会社設立（昭和 34 年*月*日）とほぼ同時期から同社で勤務している者によると、「入社してから2年ほどは社会保険には加入していなかった。社会保険加入後、給与から厚生年金保険料が控除されるようになった。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、36 年 5 月 1 日であることが確認でき

ることから、申立期間①のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の35年7月1日から36年5月1日までの期間において、申立人の給与から事業主により保険料が控除されていたとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、C社を退職してすぐに再びB社で勤務し始めたと主張しているが、上記1のとおり、同社では当該期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の勤務状況は不明である。

また、複数の元従業員に聴取しても、申立人が申立期間②にB社で勤務していたことについての証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る被保険者原票を見ると、申立人は昭和39年9月17日に被保険者資格を取得しており、同日以前に同資格を取得している事実は確認できない上、当該被保険者原票の整理番号には欠番が無く、申立人の記録が抜け落ちたことをうかがわせる不自然な点は見られない。

- 3 申立期間③については、申立人は、D社で約3年間勤務していたと主張しているものの、同社は既に清算されており、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無を確認することができない。

また、申立人は、自身で店を開業するため、D社を退職する際に、同社の社員を二人ほど引き連れて退職したとしているところ、同社で昭和51年4月から平成13年2月まで勤務していた者が、「申立人は、同社がE市に移った昭和52年12月より前に同社の社員を引き連れて退職したと思う。」と証言している上、社会保険事務所の記録により、当該元社員二人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、一人が申立人と同じ51年8月29日、残る一人が同年8月1日であることが確認できることから、申立人が申立期間③に同社で勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人については、申立期間③の当初である昭和51年9月から国民年金に加入し、同保険料を納付していたことが社会保険事務所の記録から確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
私は、A社（現在は、B社）に入社した日が、前の会社を退職した翌日である昭和 32 年 10 月 21 日であったことをよく覚えているし、雇用保険受給資格者証の資格取得日も同日になっている。
しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が昭和 32 年 12 月 21 日になっているので、これを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職歴証明書、雇用保険の加入記録及び同じ部署に配属されたとする元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社C支店に臨時工として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している11人のうち10人(いずれも本人が臨時工であったと供述)は、入社後の約2か月間については厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。また、そのうちの一人は、「臨時工は給料が安く、社会保険に加入するかどうか尋ねられた覚えがある。給料は1か月遅れで、1回目の給料をもらってから、加入したと思う。」と証言していることから、当該事業所では、臨時工については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社C支店の人事担当者は、「当時の個々の記録は残っていないが、臨時工については、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった場合もあり、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することはなかった。」としている。

加えて、社会保険庁が保管するA社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をう

かがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 8 月 10 日まで
A社は、きちんとした立派な会社であったので、私が働いていた期間について、厚生年金保険の加入手続をしてきていたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚4人の名前を記憶していることから、A社で勤務していたことは推認できるものの、勤務期間についての記憶が明確でないため、勤務期間を特定することができない。

また、当該元同僚4人のうち、連絡が取れた一人は当時の事務担当者であったが、申立人のことを覚えておらず、別の一人は、「担当であった私が、見習であったと主張する申立人のことを覚えていないということは、入社してすぐ辞めたのではないか。厚生年金保険の加入手続をしないのに、給料から保険料を引くような会社ではない。」と証言している。

さらに、中学校卒業後すぐに入社したとする上記とは別の元従業員二人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社後6か月後及び8か月後であることから、同社では入社後しばらくの間を見習期間とし、当該期間については厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月ごろから同年夏ごろまで

昭和 30 年 3 月に高等学校を卒業後、同校の先生のあっせんにより、A社に正社員として就職した。勤務して間も無く、健康保険証の交付を受けたことを記憶しているので、同社での勤務期間についても厚生年金保険の記録があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社で勤務していた元従業員二人の証言から、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、いずれの元従業員も、申立人は入社後すぐに退職したと証言している。

また、上記元従業員二人が、「A社は、前身であるB社の専務を代表取締役とし、従業員を入れ替えた上で事業所名を変更した。」としているところ（法人登記簿謄本によれば、A社は昭和30年*月*日設立）、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年6月1日に同資格を喪失した者が18人、同年7月1日に同資格を取得した者が8人、事業所名が変更される前後の期間において同資格が継続している者が9人、それぞれ確認でき、上記元従業員二人の証言が裏付けられる。しかしながら、申立人はこれらの事情を知らないとしていることから、申立人の同社への入社時期は同年7月1日より後であると考えられる上、申立人が「30年8月中旬ごろまでには、同社を退職していたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人の同社における勤務期間は、申立期間よりも短期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、A社から健康保険証の交付を受け、退職時には返納したと記憶していると供述しているが、社会保険事務所の記録により、同社におい

て昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 7 人及び同年 9 月 1 日に同資格を取得した一人について払い出された厚生年金保険記号番号は連番であることが確認できることから、同年 7 月 1 日の資格取得者の手続は、同年 9 月 1 日の資格取得者の手続とまとめて同年 9 月 1 日以降に行われたことがうかがえ、同年 8 月中旬ごろまでには退職したとする申立人が、同社の在籍中に健康保険証を交付されたとは考え難い。

加えて、上記の被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見られない上、元従業員の一人名は、「厚生年金保険の加入手続をしないのに、給料から保険料を引くはずはない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。